

生活道路における自動車の法定速度が 60km/hから30km/hに引き下げられます

改正道路交通法施行令により、生活道路における自動車の法定速度が30km/hに引き下げられます。
【問】古河警察署交通課Tel.30-0110

開始日 9月1日

対象 生活道路

速度 30km/h

生活道路とは

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のこと



以下の道路における法定速度は引き続き60km/hです

1

中央線や車両通行帯が設けられている一般道路



2

中央分離帯等が設けられ、自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路



3

高速自動車国道の本線車道と、これに接する加速車線および減速車線を除いたもの

4

自動車専用道路



※道路標識等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。
例)最高速度が40km/hと指定されている中央線がない道路は、30km/hでなく40km/hが最高速度

全国大会出場

TOKYO OPEN 2026 第78回東京
卓球選手権大会

【女子ジュニアの部】

高橋優利奈さん(明秀学園日立高等学校)

第53回全国高等学校選抜卓球大会

【女子学校対抗(団体戦)の部】

高橋優利奈さん(明秀学園日立高等学校)

(仮称)古河市新公会堂・未来産業用地(大堤地区)開発事業審査委員会を開催しました

市では、(仮称)古河市新公会堂および大堤地区の開発事業について、一体的に整備・運営を行う民間事業者を選定することを目的とした審査委員会を設置し、実施方針や要求水準書、募集要項、選定基準、募集に応募した事業者などの審査や評価を行っています。

【問】総プロジェクト推進課Tel.92-3111



— これまでの経過 —

第1回審査委員会

6月1日に第1回審査委員会を開催し、委員長および副委員長を選出。針谷市長が審査委員会に対して、諮問しました。

第2回審査委員会

6月23日に第2回審査委員会を開催し、実施方針や要求水準書(案)の審議を行い、答申しました。実施方針や要求水準書(案)の詳細は、市ホームページをご覧ください。

※今後も随時、市ホームページ等でお知らせします。



▲針谷市長が川崎一泰委員長(中央大学教授)に諮問書を提出しました

市内企業が「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に選定されました

株式会社富田製作所が、2025年度「はばたく中小企業・小規模事業者300社」に選定されました。この制度は、経済社会構造の変化に対応して事業変革や新規事業に挑戦し、地域経済や日本経済の成長への貢献が期待できるモデルとなる中小企業を、経済産業省が表彰するものです。

日本経済の未来を支える企業として、本市から世界へ羽ばたき、さらに活躍されることを期待します。

【問】産産戦略課Tel.22-5111



▲「成長戦略・生産性向上」の分野において優れた取り組みが評価されました



(株)富田製作所(丘里11番地)

